

地球温暖化防止のために情報を発信!

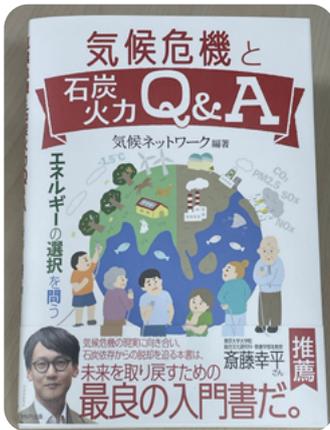
# 気候ネットワーク通信

THE KIKO NETWORK NEWS

気候言

道徳的宇宙の弧は長い、  
それは正義に向かって曲がっている

マーティン・ルーサー・キング・ジュニア



上：1月22日、CAN-Japan は太陽光パネルリサイクル義務化を求める 41050 筆の署名を環境省・資源エネルギー庁に提出した

下右：1月8日、若者気候訴訟の第5回期日が名古屋地裁で開催された

下左：気候ネットワーク編著『気候危機と石炭火力 Q & A』を特別価格で販売中（詳しくはウェブサイトへ）

## TOPICS

- 米国のCO<sub>2</sub>規制廃止 日本はどうすべきか  
日本の気候対策の問題を学び実践することから始めよう
- 震災15年、岐路に立つ日本の再エネ ～ 地域共生型の芽を摘む規制への警鐘
- 大型電源新設への新融資制度の問題
- GX-ETSの今後を展望する ～ 現状の制度設計の問題点と韓国の経験から～
- 一杯の先にあるもの ― 気候変動と私たちの選択

NO.  
**167**  
2026.03.01



## 米国のCO<sub>2</sub>規制廃止 日本はどうすべきか 日本の気候対策の問題を学び実践することから始めよう

浅岡美恵 (気候ネットワーク代表)

### 米国環境保護庁の規制撤廃

米国環境保護庁(EPA)は2026年2月12日、2009年に策定された「危険性認定」に関する規則を撤廃してしまった。もともと2007年4月2日の連邦最高裁判決(マサチューセッツ州対環境保護庁事件)において、温室効果ガスは大気浄化法の対象であると認められた。この画期的判決は、EPA長官に対し「自動車からの排出が公衆の健康や福祉を脅かすか否か」を判断する義務を課しており、それを受けて設けられたのが今回撤廃される規則だ。第1次トランプ政権下でも、この2007年判決はEPA活動の支えとなってきたが、現在の環境庁はついに、軽・中・大型車両の排出基準までも廃止してしまった。

米国は中国に次ぐ世界第2のCO<sub>2</sub>排出国であり、その排出は米国のみならず、世界の温暖化に大きく寄与する。昨年7月、国際司法裁判所(ICJ)が「企業の化石燃料の採掘・消費などの行為を規制することはすべての国家の義務である」と明示し、その実行を求めた矢先のこの暴挙は、世界の人々への背信行為である。米国はパリ協定から離脱しただけでなく、今年に入り、気候変動枠組条約からも脱退を表明した。化石燃料業界に迎合した今回の判断で得るものはなく、歴史的に失うものは計り知れない。

### 日本の気候対策の本当のところを学ぼう

日本はいえ、衆議院選挙で気候変動は争点にもならなかった。では対策が十分かといえば、実態は「何もない」状況だ。日本も米国に劣らず、気候変動に関する「国家の義務」に違反しているのだが、この実態は複雑でわかりにくい。気候変動の激化は誰の目にも明らかでビジネス活動にも大きなリスクとなっているが、政府は「温室効果ガスは大気汚染防止法の対象外」として、排出規制をしてこなかった。省エネ法ではエネルギー効率を年1%改善するとする規定は努力目標でしかないことや、GX推進法による排出量取引制度の排出枠の削減率基準の実効性がないことも知られていない。

米国でEPAの科学的見解撤廃が報じられる一方、日本ではJERAが碧南火力発電所4号機で進めるアンモニア20%混焼の2029年度商業運転開始に向けたタンク工事が、「発電時にCO<sub>2</sub>を出さない発電」として各メディアで大きく報じられた。これが、化石燃料から再エネへの転換を妨げる「まやかしの対策」であることを、私たちが理解するのは容易ではない。

### 「脱石炭・再エネ」の経済合理性を学ぶための新刊

この複雑な状況を打破し、真実を理解するための最適な入門書が今月、2冊出版された。一冊目は気候ネットワークによる「気候危機と石炭火力Q&A」(かもがわ出版)。日本のどこに、どれだけ石炭火力があるのか。なぜ廃止計画が策定されず、使い続けようとしているのか。10のQ&A形式でわかりやすく解き明かしている。「未来を取り戻すための最良の入門書」とは斎藤幸平氏の推奨の言葉である。もう一冊は、飯田哲也氏による「Ei革命 エネルギー知性学への進化と日本の針路」(集英社インターナショナル)。いかに「日本は電力不足」との神話が席捲し、電力システム改革を標榜して火力と原子力の支援策が講じられ、旧一般電気事業者による支配が復旧してしまったのかを解説している。一方で、世界の最先端経済は「再エネ」を軸に動いている。急激なコスト低減に加え、余剰電力を蓄電池で活用する新たなステージへ進んでいることが、豊富なデータで示されている。複雑に見える「まやかしの論法」を打ち破り、私たちが再エネの実践者になっていこう。

# 震災15年、岐路に立つ日本の再エネ ～ 地域共生型の芽を摘む規制への警鐘

豊田陽介 (気候ネットワーク)

## 加熱するメガソーラー規制と「地域共生型」への逆風

現在、日本の再生可能エネルギー（以下、再エネ）開発は大きな転換点を迎えている。各地で大規模太陽光発電（メガソーラー）を巡る景観破壊や土地トラブル、土砂災害への懸念が顕在化し、自治体による独自条例での規制が急増している。地方自治研究機構によれば、再エネ設置を規制する特化条例は全国で336件（2025年12月19日時点）にも上る。

こうした中、福島市は2025年4月から「再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」を施行し、山地への大規模開発を抑制する姿勢を明確にしている。本条例が規制対象とする太陽光発電施設は、屋根置きなどを除き、出力10kW以上であり、事実上ほぼすべての野立て施設がその対象になるが、その規制内容には強い危惧を抱かざるを得ない。

深刻なのは、本来推進すべき地域共生型再エネまでもが、大規模開発と同様の厳しい許可基準や禁止区域の制約にさらされる点である。例えば、福島県内では農業者が主導するソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）が盛んに行われており、耕作放棄地の再生や農業経営の安定化に大きく寄与している。これらは「エネルギーの地方自治」を象徴する取り組みであり、乱開発とは一線を画すものだ。しかし、一律の厳しい規制は、こうした地域主導の芽を摘み、導入のペースを鈍らせる要因となりかねない。実際に福島市の条例では「調整池等の主要な防災施設を先行設置」や「140m以内に消防水利施設があること」などが求められるが、これらの基準を農地で行われる小規模なソーラーシェアリングが満たすことは難しく、事実上の営農型太陽光発電の排除になってしまっている。条例がメガソーラーを想定するものであるならば、改めて規模要件や営農型についての見直しを別途行うことが望まれる。

## 現状維持に回帰する政府のエネルギー政策

地方で規制が強化される一方で、政府の政策は再エネ主力化に逆行し、原発や化石燃料への回帰という深刻な矛盾を露呈している。原発の60年超の運転延長は大規模電源への依存とシステムの脆弱性を温存し、再エネの2倍以上のコストを要するアンモニア混焼などは、最大30兆円規模の巨額な国民負担を招く恐れがある。また、長期のLNG契約は化石燃料構造を固定化する「カーボンロックイン」のリスクを孕む。容量市場等の制度を通じて大手電力の既存電源を優遇し、投資リスクを国民に転嫁する構造は、旧来型システムの無責任な延命に他ならない。その一方で、再エネに対しては、これまで普及を支えてきた補助金や買い取り制度の廃止、監視の強化といった追加的な負担や規制ばかりが先行しており、普及のために本当に必要な支援が欠落している状況だ。

## 求められる政策の抜本的転換と私たち自身の挑戦

2025年12月に、政府はメガソーラー対策パッケージをまとめ、規制強化の方向性を示した。しかし、今、真に求められているのは、乱開発規制の名の下に地域共生型再エネの芽を摘むことなく、地域主導の再エネを大規模開発と「十把一絡げ」に規制するような硬直的な規制を改め、屋根置きやソーラーシェアリングのような地域に経済循環を生むモデルを明確に区別し促進する仕組みへと転換することである。

私たちは政府の施策を待つだけでなく、自らも地域共生型の再エネモデルを形にしていかなければならない。東日本大震災から15年、私たちが切望した未来に責任ある選択を行うため、再び私たち自身が模範となる取り組みを広げていくことを、ここに強く呼びかけたい。

# 大型電源新設への新融資制度の問題

松久保肇 (NPO法人原子力資料情報室共同代表・事務局長)

経済産業省は昨年末も、もはや恒例となった年末年始のパブリックコメントをおこなった。示された「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ(案)」他2件(応募期間2025年12月25日~26年1月28日)によれば、同省は、原発や大型火力の新設・改修のための補助制度を新たに検討している。

とりまとめ案やそこで示された融資スキーム図によれば、電気事業者が一定の出力規模以上(たとえば50万kW以上)、投資時から回収までの期間が原則10年以上の電源に投資をする場合、経済産業省に事前相談を行ったうえで、電力広域的運営推進機関(OCCTO)に融資の申請を行う。OCCTOは複数の民間金融機関

からの融資があることを前提に、総融資額の3割程度(巨額の融資となる場合は柔軟な上限設定とする)までを融資する。融資の原資は政府が行うOCCTOへの財政融資となる、というものだった。また、事業者が返済できなくなった場合に備え、一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設けるとの方針も示されている。電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGの議論では、11月まではOCCTOは電気事業者に融資する費用を調達するために外部(金融機関など)から資金を調達することになって

いた。  
なぜ、このような制度が必要になったのか。経産省の説明によれば、①建設期間中は収入がない、②短期間に大量の電源投資が必要、③民間融資では限界がある、という。

原子力資料情報室はパブリックコメント中だった1月、経済産業省の電気事業法改正案を入手した。これによれば、大規模発電事業者は経済産業省令に定める一定の出力以上の発電設備を整備や更新する場合、「発電等電気工作物整備等計画」を作成し、経済産業大臣の認可を得ることができる。この計画の認可を得た場合、OCCTOから資金融資を得ることができる。そして、政府はこの資金融資の「財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる」。パブリックコメントで描かれたスキームでは政府がOCCTOに行なうのは「財政融資」だったが、法改正案では「補助」、すなわち返済不要な資金となっている。また、補助

図1 とりまとめ案に示された融資スキーム図

(参考) 融資スキーム (全体像のイメージ)

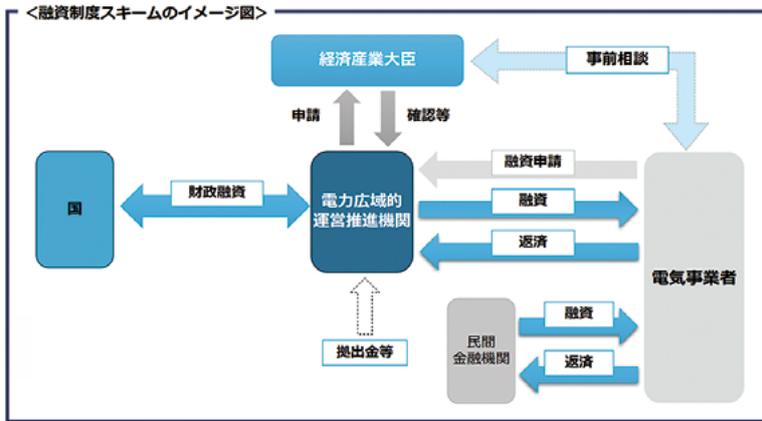


図2 原子力資料情報室が入手した電気事業法改正案

第六目 業務

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一五 (略)

九 認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し、第二十七条の三の三第二項(第二十七条の十一の七第二項において準用する場合を含む。)に規定する基幹送電設備整備等計画に基づき、基幹送電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

十 認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づき、発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

十一 十四 (略)

十二 十三 (略)

(政府保証)

第二十八条の五十六 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務(第二十八条の四十第一項第五号又は第十一号に掲げる業務に係るものに限る。)の保証をすることができる。

(広域系統整備交付金交付等業務等に係る財源措置)

第二十八条の五十六の二 政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務並びに第二十八条の四十第一項第九号及び第十号に掲げる業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

に必要な金額自体も「全部又は一部」とあり、当初想定のスキームとは相当変わってきていることがうかがえる。

すでに原発を含む大規模電源には、既設電源に対しては容量市場メインオークション、脱炭素電源の新設や改修、さらに LNG 火力の新設に対しては長期脱炭素電源オークションという支援制度がある。これらの費用は、OCCTO が小売り電気事業者や送配電事業者から拠出金という形で徴収し、最終的には電力消費者が負担している。2025 年度のメインオークションの場合、約定総額は 2.2 兆円となっている。電力需要は 8610 億 kWh なので、kWh あたりの負担額は約 2.6 円、月に 260kWh 消費する標準世帯の月額負担額は 676 円となっている。長期脱炭素電源オークションでの落札電源が容量確保契約金を得るのはもう少し時間がかかる。なお、容量市場メインオークションや追加オークションで落札した電源は長期脱炭素電源オークションには応札できないが、長

期脱炭素電源オークションと OCCTO の新融資制度は併用可能だ。

OCCTO による電源融資制度には多くの問題がある。第一に、OCCTO には案件のデューデリジェンス、すなわち投資対象となる企業やプロジェクトの価値、リスク等を調査・評価する機能が存在しないことだ。これに代わるのが経済産業大臣への融資申請と確認手続きになると考えられるが、経済産業省自体にもそのような機能は存在しない。「政府の信用力を活用した融資制度」と政府が支援するから事業リスクは存在しない、とでも言いたいようだが、そのようなことはあり得ない。第二にこれが事実上大企業しか使えない制度だということだ。10 年超の建設期間、10 万 kW 以上の大型電源の案件形成ができるのは、大企業しか存在しえない。なお長期脱炭素電源オークションも多くの電源がそうになっている。中小企業は自らのリスクで資金調達を行いながら、大企業が政府の信用力をういて資金調達することが許さ

れるのか。第三に融資枠が事実上青天井であるということだ。とりまとめ案では融資上限は全体の 3 割程度と記述があるものの、巨額の融資となる場合は柔軟な上限設定とすることが記載されており、いったいいくらになるのかは全く不明だ。たとえば米国ボーグル原発 3・4 号機の場合、建設費は当初想定 140 億ドル (2008 年時点) から、最終的には 368.5 億ドル (2025 年時点) まで跳ね上がった。第四に、資金の調達と返済の問題だ。法律案によれば、OCCTO は電気事業者に資金を融資、政府は OCCTO に「必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる」となっている。政府からの資金は貸付ですらなく補助となっているのだ。さらにとりまとめ案では、ラストリゾートとして一般送配電事業者に拠出金を求めることになっており、最終的には政府の信用力とは、国民の税金、または電力消費者の負担であることをごまかす言葉でしかないことがわかる。

大型電源への長期返済を前提とした補助は、急激に進化している蓄電池や分散型エネルギーシステムへの転換を遅らせる要因となる。これは理論的な問題ではない。経済性の高い太陽光や風力といった脱炭素電源が急激に普及している一方で、大型電源、特に原発や水素・アンモニアを混ぜた“脱炭素”火力は経済性が著しく乏しく、投資も低調であることは明白な事実だ。あまつさえ、LNG 火力の建設費までこの融資制度の対象にしようという動きもある。このような大型電源に巨額の支援を国民負担で行うことは極めて問題が大きい。

この制度への反対署名キャンペーン：  
<https://c.org/gymqswnq4z>

表 電力広域的運営推進機関の主な電源支援策

| 容量市場<br>メイン・追加オークション                              | 容量市場<br>長期脱炭素電源オークション  | 電力広域的運営推進<br>機関による融資制度                                     |
|---|--|--|
| 落札した電源に対し 1 年間、容量確保契約金額を支払う (容量 1000kW 以上)        | 落札した電源に対して、供給力が提供可能になって以降、原則 20 年間、容量確保契約金額を支払う。対象は新設の脱炭素電源および LNG 火力と既設の原発安全対策費・脱炭素火力化の改修費 (容量 10 万 kW 以上原発、LNG 火力、脱炭素火力の一部、太陽光、風力など)、容量 3 万 kW 以上 (水力、蓄電池など)<br>ただし、他市場収入から可変費を除いた他市場収益の 9 割還付義務あり | 一定の出力以上の電源を新設・改修する際にかかる費用の一部を電力広域的運営推進機関が融資、必要資金は政府が支援する制度 |
| 2025 年度平均約定価格：1 万 3303 円 /kW/ 年、約定総額 2 兆 2,094 億円 | 2024 年度平均約定価格：6 万 3367 円 /kW/ 年 (脱炭素電源)、3 万 5361 円 /kW/ 年 (LNG 火力)   |  |

# GX-ETS の今後を展望する ～現状の制度設計の問題点と韓国の経験から～

宮後裕充（気候ネットワーク）

2026年4月から日本版排出量取引制度（GX-ETS）の運用が始まる。本来、排出量取引制度とは、政府が社会全体の温室効果ガス排出総量に枠（キャップ）を設定し、その枠内での排出権を企業間で取引させる仕組みだ。これにより、削減コストの低い企業が積極的に削減を進め、余った排出枠を売買することで、社会全体として効率的に排出量を減らすことが期待できる。気候ネットワークでは昨年7月以来、GX-ETSの実効性への懸念点を指摘してきた。政府は「成長志向型カーボンプライシング」を掲げるが、その実態は国際標準から乖離し、パリ協定の1.5度目標達成を危うくする恐れがある。本稿ではこれまで指摘してきたGX-ETSの主な問題点を再確認しつつ、先行する韓国の経験もふまえ、今後を展望する。

## GX-ETSの主な問題点

### ✓ 「キャップ」なき排出量取引の矛盾

GX-ETSは国際的な排出量取引制度の前提である「排出総量上限（キャップ）」が設定されていないという、根本的な問題を抱えている。キャップが存在しない制度では、排出総量の管理ができず、排出削減の確実性を担保することはできない。

### ✓ 排出枠の割当て水準が甘い

排出量取引制度小委員会の議論の中で、排出枠の割当てがベンチマーク（排出原単位の水準）対象業種およびグランドファザリング（過去の排出実績に基づく基準）対象業種の削減率がいずれも8.5%を上限とするとされた。気候ネットワークの試算では、この基準では排出量の大きい素材産業（鉄鋼、化学、紙パルプ等）や発電部門において、2030年度時点でも排出量がほとんど削減されないことが明らかになった。これらの部門は日本の総排出量の約60%を占めており、ここでの停滞は日本の削減目標（NDC：国が決定する貢献）達成の失敗に直結する。

### ✓ 投資インセンティブを阻害する 「低すぎる炭素価格」

排出枠取引市場の上下限価格も、企業の脱炭素投資

を促すには低すぎる。2026年度の参考上限取引価格は4,300円、調整基準取引価格（下限価格）は1,700円と設定された。上限価格については、工場における燃料の石炭からLNGへの転換、石炭火力から同程度の発電効率のLNG火力への転換、自家用蒸気の石炭からLNGガスへの転換等の場合の削減コストと比較して、最低でも13,000円/t-CO<sub>2</sub>とすべきだ。下限価格についてはJ-クレジットの現行価格よりも低く、国際的な炭素価格と比較しても極めて低水準である。

### ✓ 透明性の欠如と国民参加の不在

今回の排出量取引制度小委員会やその下に設置されたワーキンググループでは多くの会合が開催されたが、議論の前提となる情報の公開や決定プロセスの透明化、国民参加の確保が著しく不足している。排出枠の割当てにおいては、割当ての結果として削減される排出量の試算が政府から示されていない。改正GX推進法の衆議院経済産業委員会附帯決議（10項）で、「排出枠の割当量については、全体として、パリ協定の1.5度目標及び国が決定する貢献における温室効果ガス排出量の削減目標の達成に貢献しているか検証し、その結果を公表すること」とあるにも関わらず公的な情報に基づいての検証ができない。上下限価格については、その議論が行われた回の排出量取引制度小委員会は議事要旨が示されているのみであり、価格を引き上げることを求め

る意見と引き下げをを求める意見が併記される形で記載されているにも関わらず、なぜ今回の価格設定に至ったのかを外部から検証することができない。

GX-ETS の実施に関する法令案に対する意見募集（パブリックコメント）は、すでに方向性が固定された内容を、読みやすく専門的な条文や告示案の形で提示するものにとどまっている。今後、排出枠の割当てを受けた事業者は移行計画を提出することとなっているが、具体的な設備投資計画や脱炭素効果は非公開となっており、事業者の取組を客観的に評価することが不可能である。

## 韓国の経験と GX-ETS への示唆

日本より 10 年以上早く、2015 年に運用が開始した韓国の排出量取引制度（K-ETS）では炭素価格が世界の最低水準で低迷してきた。その要因として、第一に、韓国は日本と異なり排出総量にキャップが定められているが、その設定が緩かったこと、第二に、NDC も低かったこと、第三に過剰な排出枠の割当て、第四に低いオークション比率が指摘されている。その結果、企業による排出削減の投資が行われず、排出枠の需要も高まらないまま、炭素価格の低迷が生じたと考えられている。

現在、韓国はこの反省から舵を切っている。2024 年 8 月、韓国の憲法裁判所は、韓国の気候変動法（カーボンニュートラル枠組み法）の削減目標は「次世代の権利を侵害しており違憲である」との判決を下した。これを受けた環境 NGO の政策決定者への働きかけもあり、2026 年度から始まる K-ETS 第 4 フェーズでは、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の求める水準への NDC の引き上げやキャップの引き下げ、排出枠の削減、オークション比率の引き上げに向けた取り組みが行われる予定である。

K-ETS における炭素価格の低迷要因を見ると、GX-ETS の現状の制度設計は炭素価格の低迷をもたらすものとなっていると捉えるべきである。GX-ETS では排出総量へのキャップがない点でさらに深刻である。また、日本の NDC は、IPCC の求める水準と比べると低い水準に留まっている。排出枠の割当てについては、気候ネットワークの試算によれば過剰となると見込まれる。オークションについては、有償オークションは発電事業者に限定され、その

義務化が始まるのは 2033 年度以降である。

## GX-ETS の改善に向けて

GX-ETS は運用開始前ではあるが、すでに排出削減への実質的な貢献が危ぶまれる状況となっている。しかしカーボンプライシング自体は、環境面、産業面の 2 つの側面から脱炭素社会の実現に向けて排出削減や産業構造の転換を促すことのできる有力な政策手法であり、運用開始後もその運用を監視し、改善を働きかけ続ける必要がある。その際にまず着目すべきことは GX-ETS での炭素価格と取引量である。危惧されている通りに炭素価格が低迷し、取引も活発化しないということであれば、上下限価格の引き上げや割り当てられている排出枠の削減を求める必要がある。

日本の GX-ETS が EU と同等レベルの排出削減を行うものとして認められ、炭素国境調整措置（CBAM）の対象外とされるかどうか注目すべき点である。そもそも GX-ETS は EU による CBAM 導入への対策として経済界が導入に前向きとなった経緯がある。それにも関わらず CBAM を回避できなければ、経済界としても GX-ETS における排出削減義務の強化を受け入れることが必要となる。

より中長期的に着目すべきは事業者による排出削減に向けた取り組みが進むか否かである。具体的には石炭から LNG への燃料転換や再エネの積極的導入、工場や生産プロセスでの省エネ等への投資が行われるかを見ていくことが必要となる。もし GX-ETS の運用開始前からの事業計画のまま、追加的な取り組みが進まず、排出削減効果が生じないようであれば、ベンチマーク水準の引き上げ、上下限価格の引き上げや割り当てられている排出枠の削減等の排出削減義務の強化を求めることが必要となる。

残念ながら現状の制度設計で運用される GX-ETS を通じて生じる排出削減効果に大きな期待を寄せることはできない。しかし、GX-ETS は、脱炭素社会の実現に向けて日本の排出構造に影響を与えることのできる限られた政策手法の一つであり、今後も韓国における取り組みを見習い、市民の側からもその運用を監視し、その改善を粘り強く働きかけていくことが求められる。

# 一杯の先にあるもの — 気候変動と私たちの選択



武田淳（静岡文化芸術大学 文化政策学部 准教授）

## 今、コーヒーの生産地で何が起きているか

「気候変動の影響を受けて、コーヒー適作地域が2050年には半減する」。2015年、コーヒー業界を揺るがすシミュレーションが発表された。予測を行ったのは気候変動と農業の関係を専門とするクリスチャン・バンらの研究グループである。コーヒーの収穫量が不安定になっている背景には、大きく①気温の上昇、②降水量の変化、③病害虫の拡大、④台風やハリケーンの激甚化が挙げられる。重要なのは、これらが「いずれ起こるかもしれないリスク」ではなく、すでに多くの産地で現実の問題として起きている点である。収穫量世界一位のブラジルでは、2023年と2024年に大規模な干ばつが起きた。第二位のベトナムでも、2023年に高温と干ばつが影響し収穫量が大幅に減少した。こうした影響は、近年の供給不安や価格高騰という形で、私たち消費者の元にも届いている。

しかし、生産者はさらに深刻な状況に置かれている。収穫量が減るということは、収入が減ることを意味するからである。言い換えれば、私たちが日常的にコーヒーを楽しんでいるのは、「ひとたび異常気象が起きれば貧困に陥るかもしれない」というリスクを、生産者が最前線で引き受けているからにほかならない。その意味で、気候変動は決して他人事ではない。

## コーヒーと森林破壊

コーヒーは「森の中で育つ作物」というイメージを持つ人も多いだろう。実際、コーヒーの木は樹木であり、遠目には農園も緑に覆われている。そのため、コーヒーと森林破壊を結びつけて考えることは、あまり多くないかもしれない。しかし、世界規模で見れば、コーヒー生産は長いあいだ、森林減少と無縁ではなかった。

世界のコーヒーの消費量は右肩上がりである。こうした需要拡大に応えるかたちで、コーヒー農園は山の斜面や森

林地帯へと広がってきた。World Resources Instituteの調査によれば、2001年から2015年の間に、約200万haの森林がコーヒー農園に置き換えられたという。その結果、生物多様性が失われただけでなく、森林が本来担っていた二酸化炭素の吸収機能も弱まっていった。

ここで強調したいのは、誰か特定の生産者が「悪かった」という話ではないという点である。安価で安定した供給を求めてきた国際市場、すなわち消費者である私たち自身の選択が、こうした土地利用の変化を後押ししてきた側面がある。毎朝の一杯のコーヒーは、遠い熱帯の森と、思いのほか強く結びついているのである。

## 森林を守るためのルール — EUDR とは何か

この「コーヒーと森林破壊」の問題に対し、近年、国際社会は明確なルールを打ち出し始めた。その代表例が、EUが導入を進めている森林デューデリジェンス義務化規則（EUDR）である。EUDRは、コーヒー、カカオ、大豆、牛肉、木材など、森林減少と関係が深いとされる商品を対象に、「森林破壊と無関係であることを証明できなければ、EU市場で流通させない」ことを求める規制である。ポイントは二つある。第一に、対象となる農産物がどこで生産されたのかを、地理情報として明示すること。第二に、そ



コーヒーの収穫風景：コスタリカ

の土地で2020年末以降に森林伐採が行われていないことを証明することである。

企業は、仕入れたコーヒー豆がどの農地で生産されたのかを把握し、その位置情報を衛星画像と照合することで、森林破壊との関係を確認しなければならない。これができなければ、たとえ品質の高いコーヒーであっても、EU市場では販売できなくなる。EUは世界有数のコーヒー消費地であり、この規制は事実上、国際市場全体に影響を及ぼす。

EUDRは、森林を守り、気候変動の進行を抑えるという点で、極めて理にかなった制度である。森林破壊のコストを、生産地だけに押し付けるのではなく、消費地も含めたサプライチェーン全体で引き受けようとする試みだとも言える。その意味で、EUDRは「コーヒーと森林破壊」という長年の課題に対する、強力な解決策の一つである。

## ● ルールが現場に降りてくるとき

私たちが「森林を守るルール」と聞いて思い浮かべるのは、法律や条文かもしれない。だが、そのルールは、いまコーヒー農家の畑で、具体的な仕事として現れている。小規模なコーヒー農家は、自分の畑の境界を一つひとつ確認し、GPSを使って位置情報を記録しなければならない。そのデータを提出し、「この畑は、過去に森林を伐採して作られたものではない」と証明する必要がある。書類仕事は一度で終わらない。規制に対応するためには、継続的な記録と管理が求められる。

だが、生産地の多くでは、スマートフォンや測位機器は



コーヒー豆の加工：パプアニューギニア

必需品ではなかった。電波が安定しない地域も多い。地図の読み方やデータの扱い方を学ぶ研修に参加するためには、時間も交通費もかかる。森林を守るために作られたルールが、結果として、生産者に新たな負担として立ち現れているのである。

ここで立ち止まって考えてみたい。EUDRは、確かに森林破壊を防ぐ有効な手段だ。しかし、その実行に伴うコストや手間は、まず生産者の肩にのしかかる。気候変動の影響ですでに不安定になっている暮らしの上に、さらに「証明する責任」が重ねられている現実がある。私たちが環境に配慮したコーヒーを求めるとき、その背後で誰がどのような作業を引き受けているのかに、想像力を向ける必要があるだろう。

## ● 生産者を支える手段としての消費

こうした負担を生産者だけに背負わせないために、再び注目されているのがフェアトレードである。フェアトレードは、しばしば「貧困削減のための仕組み」として理解されてきたが、近年、環境保全の文脈でも重要な役割を果たし始めている。具体的には、フェアトレード・インターナショナルは、気候変動下の生産者を支える基金を創設した。EUDRへの対応に必要な測位機器の導入や、位置情報を記録するための研修など、個々の生産者には負担が大きい取り組みを、共同で支える仕組みとして機能しつつある。また、この基金は、自然災害の被害にあった生産者の支援にも充てられている。フェアトレードの商品が流通することで、基金は成り立ち、こうした支援が可能になっている。一杯のコーヒーの向こう側には、森と畑、そして選択の積み重ねがある。その関係に気づくことから、私たちの役割は始まる。

今回ご紹介いただいたコーヒー生産への気候変動の影響について、より詳しく知りたい方は、武田淳さんの著書『コーヒー2050年問題』（東京書籍、2025年）をご覧ください。



## 脱炭素先行地域

2月13日に、第7回の脱炭素選考地域の選定結果が発表され、12の提案が選定された。2022年4月に第1回の選定が行われ、第7回までに102の提案が選定された。第7回では、「たんたんエナジー」が共同提案者となっている福知山市の提案も選定された。「脱炭素 X 子育て・スポーツのまちづくり～地域脱炭素事業を通じた子どもの体験格差の解消～」との提案タイトルで、新たな雇用モデルの創出や地域共生型再エネの推進などに取り組む。

## 東京

### Climate Live Japan2026

- 日時 3月6日(金) 開場 17:00、開演 18:30
- 場所 新宿 MARZ (東京都新宿区歌舞伎町2-45-1 第一トキワビルB1)
- 参加費 一般チケット 4,900円、ほか数種の価格設定あり
- 主催 Climate Live Japan 実行委員会
- 詳細 <https://livepocket.jp/e/r6f9n>

## 京都

### バイバイ原発 3.7 きょうと

- 日時 3月7日(土) 13時半開場 / 14時開会 / 15時半デモ出発
- 会場 京都市 円山公園音楽堂
- 参加費 無料
- 主催 バイバイ原発きょうと実行委員会
- 詳細 <https://www.byebyenuclearkyoto.com/>

## 愛知

### 武豊勉強会 未来は変えられる

#### 一気候危機のない明日を 今ここから

- 日時 3月15日(日) 14:00～16:00
- 参加方法 現地(お申し込み不要)
- 会場 武豊町地域交流センター(愛知県知多郡武豊町字忠白田11番地1)
- 主催 武豊町の環境問題を考える会
- 協力 気候ネットワーク、クール・クライメートあいち
- 詳細 <https://kikonet.org/content/39284>

## 東京

### 国際シンポジウム REvision2026 : 15年の軌跡と未来への展望

- 日時 3月11日(水) 10:00～17:30
- 会場 東京国際フォーラム ホールB5(東京都千代田区) またはオンライン
- 参加費 無料
- 主催 自然エネルギー財団
- 詳細 <https://www.renewable-ei.org/activities/events/20260311.php>

## 東京

### えどがわエネルギーカフェ 2026

#### 「住み続けられる江戸川区とは?～気候変動の適応策と緩和策から考えるまちづくり～」

- 日時 4月4日(土) 14:00～16:00
- 会場 松江の家(東京都江戸川区松江1-11-13)
- 参加費 会場 500円(オンラインは無料・資料なし)
- 主催 足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ
- 詳細 <https://fb.me/e/6wUpo2jMb>

## 京都

### レイチェル・カーソンのつどい 2026

- 日時 5月17日(日) 14:00～16:30
- 会場 ハートピア京都 3F 大会議室(京都市中京区竹屋町通烏丸東入る)
- 参加費 1,000円
- 主催 レイチェル・カーソン日本協会関西フォーラム
- 詳細 <https://rachel-kansai.jimdofree.com/>

## 長野

### 飯田自然エネルギー大学受講者募集

- 実施期間 2026年5月～2027年3月 ※全11回
- 応募締め切り 4月19日(日) ※24:00必着
- 主会場 おひさま進歩エネルギー株式会社(長野県飯田市)
- 授業料 11万円(入学時に全額納付、条件によって補助あり)
- 定員 20人 ※10-20代対象の「若者優先枠」4人含む
- 詳細 <https://ohisama-energy.co.jp/2026/02/05/enedai-6th/>

受講者  
募集中

## 若者気候訴訟 第6回口頭弁論期日

- 日時 4月20日(月)14:30(予定)、傍聴整理券配布 13:15～13:30(変更の可能性あり、詳細はウェブサイトへ)
  - 内容 原告による意見陳述、弁護団による訴状要旨陳述
  - 場所 名古屋地方裁判所 ●定員 100名程度(満員の場合、抽選)
  - 報告会 ●日時 4月20日(月)15:30～17:00頃(予定)
  - 場所 桜華会館(名古屋市中区) オンライン配信あり ●参加費 無料(オンライン参加 要事前申込み)
  - 詳細 <https://youth4cj.jp/blog/2026/01/23/sixth-court-date/>
- \*8月6日(木)に第7回口頭弁論期日が予定されています。詳しくは追ってお伝えします。

## 日弁連がICJ勧告を受けた気候変動政策強化を訴え

2月19日、日本弁護士連合会は国際司法裁判所の勧告的意見を受けて、改めて気候変動政策の強化を求める意見書を採択した。詳しくは日弁連のウェブサイトをご覧ください。

- 詳細 [https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2026/260219\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2026/260219_2.html)

## 「自治体コミュニケーション・ガイド」を使ってみよう

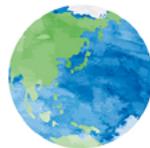
- 日時 3月7日(土)19:00～20:30 ●形式 オンライン(Zoom) ●参加費 無料
- 概要 CRPジャパン地域の気候対策グループが、地域の気候変動対策を促進するために「自治体コミュニケーション・ガイド」を作成しています。今回のワークショップでは、このガイドの概要と使い方について、事例を交えて紹介します。 ●主催 クライメート・リアリティ・プロジェクト・ジャパン(CRPジャパン)
- 詳細 <https://climaterealityjapan.org/news-events/260307event/>

## CRPジャパン Action Groups 2025年度 活動報告会

- 日時 3月19日(木)19:30-21:00 ●形式 オンライン(Zoom ウェビナー) ●参加費 無料
- 詳細・申込み <https://climaterealityjapan.org/news-events/260319webinar/>
- 概要 CRPジャパンが運営するテーマ別協働気候アクションプログラム ActionGroupsの年間活動報告会、今年度の取り組みや成果を、グループメンバーが発表します。プログラム参加されている方、そうでない方、CRPジャパンのことをよく知らない方もご参加ください。
- 主催 クライメート・リアリティ・プロジェクト・ジャパン(CRPジャパン)

## 2026年アースデイに向けて各地でイベント開催!

今年のグローバルテーマは「Our Power, Our Planet」。各地で関連イベントが開催されます。ぜひお近くのイベントに足をお運びください。



- 詳細 <https://earthday-japan-network.com/earthday-map-2026/>

## アースデイ東京2026 春の地球文化祭

- 日時 4月18日(土)、19日(日)
- 会場 代々木公園(東京都渋谷区)  
気候ネットワークもブース出展の予定
- 詳細 <https://www.earthday-tokyo.org/event/earthday2026>

### 気候言 解説

キング牧師が1960年代の公民権運動で語ったこの言葉は、歴史は一朝一夕には正義に至らず、時に逆流すらするが、最後には必ず正義の方へ向かうという強い希望と信念を示しています。政治のサイクルは数年単位で、選挙結果によって政策が私たちの望む方へ向かうことがあれば、逆行することもあります。年初からの米国によるベネズエラ攻撃など、これまでの国際秩序や価値観の揺らぎに対し、無力感を覚えることもあるかもしれませんが、気候変動対策についても逆行する動きの報道が目立ちます。しかし、逆風が吹き、進展が止まったように見えても、科学的真実と命の尊厳という「気候正義」に向かう大きな流れは、決して消え去ることはありません。

## スタッフから **ひとこと**

日本のエネルギー政策は問題だらけでつい嘆いてしましますが、国によっては政策批判をするだけで投獄されるなど命に係わることもあると考えれば、まだまだできることはあるはず。春には明るい話をしたいものです。



鈴木

父母が米づくりを完全引退し、昨年からは夫と共に兼業農家として独り立ちしました。振り返ると、農業を通して柔軟な頭脳と、タフな精神力と腕力を鍛えることができたような気がします。と言いつつ、今年も年度末に来る山盛りの事務作業にまた追われています。



廣瀬

気候変動対策に理解を示してくれる国会議員の多くの方が、今回の衆議院議員選挙で議席を失いました。本当に大きな損失ですが、みなさんがすぐに街頭活動などしている姿をSNSで見ても勇気づけられています。国政への復活を心よりお祈りします。



桃井

年明けに若者気候訴訟の第5回口頭弁論期日がありました。寒いなか人が集まるか少し心配していましたが、大勢の傍聴人が見守るなか、原告が力強い陳述を行うことができました。次の期日は4/20(月)名古屋地裁です。引き続き応援よろしくお願いします！



菅原

巣立ちの春、子どもたちがそれぞれ独立していきました。静まり返ったわが家を緑で満たそうと、極楽鳥花を育てることに。その花言葉である「輝かしい未来」を誰もが描ける、そんな春になりますように。



深水

社会の中でも身の回りでもAIが急速に浸透しているのを感じます。データセンターが典型的ですが、環境に悪影響を与えないAIの使い方とはどのようなものなのか、もっと議論が必要なのではないかと思えます。



宮後

IRENAとILOが協力して発行している報告書によれば、再生可能エネルギーに関する仕事によって世界中で1660万人の雇用創出があったと推計されました。2012年と比較すると約2倍程度になっているそうです。



延藤

国立科学博物館の「大絶滅展」では、過去に起きた絶滅と気候変動の関係が紹介されています。人間の活動によって起きている現代の気候変動についても考えさせる展示でした。詳しくは気候ネットワークのブログで紹介しています。



森山

この3月をもちまして気候ネットを退職し、4月からは飛騨の新設大学(CoIU)で社会変革の人材養成に挑みます。皆さまとのつながりを学生たちと共有し、より大きなうねりに変えていきたいと思っています。今後も気候ネットの活動に携わりつつ、現場と若者をつないでまいります。引き続きよろしくお願いいたします。



豊田

新版「石炭Q&A」はお手に取っていただけましたでしょうか。先の衆院選挙ではなかなか語られなかった気候・エネルギー政策の話。一人でニュースを見ていると不安になることもありますが、この本を「おとも」に、一歩先へ進んでみませんか？



山本

**オンラインでクレジットカードによる  
会費や寄付の支払いが出来ます。  
より一層のご支援を  
よろしくお願い致します。**

寄付・会費等のお支払は  
以下の口座をお願いします。



郵便口座  
00940-6-79694 (気候ネットワーク)  
ゆうちょ銀行振込口座 当座 099店  
0079694  
銀行口座  
滋賀銀行 京都支店  
普通預金 940793  
(特定非営利活動法人気候ネットワーク)  
近畿労働金庫 京都支店  
普通預金 8789893 (気候ネットワーク)

**次の方から寄付をいただきました。**

**誠にありがとうございました。**(順不同・敬称略2026年1月~2月)

堂野 賢人、大竹 隆雄、野村 民夫、Boylan claire、雨谷 麻世、村瀬 健次郎、芝 浩市、安川 順子、中田 利享、緑の社会福祉士、野原 敏雄、Cornish Katie Barr、清水 映夫、山本 義美、長谷 博幸、豊田 猛、曾我 正男、木村 智信、(株)相互衛生管理研究所、小川 嘉憲、澤田 順子、榎原 精、伴野 朋裕、戸田 雄一郎、折田 泰宏、木村 峰男、藤田 芳明、勝部 陽子、稲垣 雅子、聖心女子大学、中須 雅治、森崎 耕一

気候ネットワーク通信167号 2026年3月1日発行(隔月1日発行)

企画・編集: 田浦健朗 森山拓也  
デザイン・DTP: 武藤彰子 森山拓也

**認定特定非営利活動法人 気候ネットワーク**

<https://www.kikonet.org>

京都事務所

〒604-8124  
京都市中京区帯屋町574高倉ビル305  
Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012  
E-mail: kyoto@kikonet.org

東京事務所

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-12-2 藤森ビル6B  
Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463  
E-mail: tokyo@kikonet.org



X: @kikonetwork Bluesky: @kikonet.org  
facebook: <https://www.facebook.com/kikonetwork>  
Instagram: kikonetwork